

23 地すべり防止区域内行為許可制度(国土交通大臣指定)

●担当課
河川砂防課
荒川上流域・砂防担当
(電話048-830-5141)

目的

地すべり防止区域内において、地すべりの防止を著しく阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発するおそれのある一定の行為を禁止又は制限することを目的とする。

制度概要

禁止又は制限する行為

- 1 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為（政令で定める軽微な行為を除く）。
- 2 地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為（政令で定める軽微な行為は除く）。
- 3 のり切又は切土で政令で定めるもの。
- 4 ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるものの新築又は改良
- 5 前各号に掲げるもののほか、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの。

●事業主体

制限行為をしようとする者

●根拠法令等

地すべり等防止法

●創設年度

昭和32年度（昭和33年3月31日施行）

●制度の留意点

地すべり防止区域には、国土交通大臣指定と農林水産大臣指定のものがある。国土交通大臣指定は県土整備事務所が所管、農林水産大臣指定は農林振興センター等が所管する。

森林法第34条第2項、砂防法第4条等の規定による許可を受けた者は、当該行為について許可を受けることを要しない。

■地すべり防止区域内における行為制限に係わる審査手続きフロー

